

新座市告示第 340 号

新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 21 年新座市告示第 250-2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 10 月 19 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給付金等の種類）</p> <p>第 2 条 給付金等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。）</u></p> <p>(4) <u>新座市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。）</u></p> <p>（訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の対象者）</p> <p>第 4 条 <u>訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受けることができる者（以下「訓練促進給付金対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、養成機関（養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合その他の特にやむを得ない場合及び働きながら対象資格の取得を目指す場合に限り、通信教育によるものを含む。以下同じ。）における修業を開始した日（以下「開始日」という。）</u><u>（訓練促進継続給付金の支給を受けることができる者（以下「訓練促進継続給付金対象者」という。）にあっては、養成機関において修業を開始し、子が 20 歳に到達した日）</u>以後において、次に掲げる要件に該当し、かつ、現に修業中のものとする。</p>	<p>（給付金等の種類）</p> <p>第 2 条 給付金等の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>（訓練促進給付金の対象者）</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給を受けることができる者（以下「訓練促進給付金対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、養成機関（養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合その他の特にやむを得ない場合及び働きながら対象資格の取得を目指す場合に限り、通信教育によるものを含む。以下同じ。）における修業を開始した日（以下「開始日」という。）以後において、次に掲げる要件に該当し、かつ、現に修業中のものとする。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受けたことがないこと。

(5) [略]

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給期間)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間（以下「修業期間」という。）とし、4年を上限とする。

2 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合は、5年を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給については、第7条の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月から支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月まで支給するものとし、月を単位として支給する。

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給額)

第6条 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金対象者及び訓練促進継続給付金対象者並びに当該訓練促進給付金対象者等と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税が課されていない者 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円）

(2) [略]

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給申請)

第7条 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受けようとする者は、開始日（訓練促進継続給付金の支給にあっては、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月）以後に、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、市が申請者の個人情報を利用することについて同意することにより、市の保有する個人情報に係る書類の提出を省

(1)～(3) [略]

(4) 訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと。

(5) [略]

(訓練促進給付金の支給期間)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間（以下「修業期間」という。）とし、4年を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給については、第7条の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月以後から支給するものとし、月を単位として支給する。

(訓練促進給付金の支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象者と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金の申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税が課されていない者 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円）

(2) [略]

(訓練促進給付金の支給申請)

第7条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、開始日以後に、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、市が申請者の個人情報を利用することについて同意することにより、市の保有する個人情報に係る書類の提出を省略することができる。

略することができる。

(1)～(5) [略]

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給の可否を決定し、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給)

第9条 前条の規定による支給決定を受けた者は、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受けようとする月の翌月10日までに、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等請求書を提出するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、定期的に出席状況に関する報告等を求めることができる。

2 受給者は、訓練促進給付金対象者及び訓練促進継続給付金対象者でなくなったとき(修業を一時休止するときを含む。)、又は第7条の申請内容に変更があったときは、その日から14日以内に、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・変更届により市長に届け出なければならない。

3 [略]

(訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給決定の取消等)

第11条 前条第2項の規定による届出があったときは、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給の停止又は訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給額の変更を決定し、その旨を受給者に通知するものとする。

(修了支援給付金及び修了支援特別給付金の対象者)

第12条 修了支援給付金の支給を受けることができる者(以下「修了支援給付金対象者」という。)及び修了支援特別給付金の支給を受けることができる者(以下「修了支援特別給付金対象者」という。)は、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、開

(1)～(5) [略]

(訓練促進給付金の支給決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、訓練促進給付金の支給の可否を決定し、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(訓練促進給付金の支給)

第9条 前条の規定による支給決定を受けた者は、訓練促進給付金の支給を受けようとする月の翌月10日までに、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金請求書を提出するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、定期的に出席状況に関する報告等を求めることができる。

2 受給者は、訓練促進給付金対象者でなくなったとき(修業を一時休止するときを含む。)、又は第7条の申請内容に変更があったときは、その日から14日以内に、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・変更届により市長に届け出なければならない。

3 [略]

(訓練促進給付金の支給決定の取消等)

第11条 前条第2項の規定による届出があったときは、訓練促進給付金の支給の停止又は訓練促進給付金の支給額の変更を決定し、その旨を受給者に通知するものとする。

(修了支援給付金の対象者)

第12条 修了支援給付金の支給を受けることができる者(以下「修了支援給付金対象者」という。)は、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、開始日から養成機関における修業が修了した日(以下「修了日」という。)までの間において、第4条各号に

始日から養成機関における修業が修了した日（以下「修了日」という。）までの間において、第4条各号に掲げる要件に該当しているものとする。この場合において、同条第4号中「訓練促進給付金」とあるのは「修了支援給付金」、「訓練促進継続給付金」とあるのは、「修了支援特別給付金」と読み替えるものとする。

（修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給額）

第13条 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修了支援給付金対象者、修了支援特別給付金対象者及び当該修了支援給付金対象者等と同一の世帯に属する者の修了日の属する年度分（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税が課されていない者
50,000円

(2) [略]

（修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給申請）

第14条 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給を受けようとする者は、新座市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、修了日から起算して30日以内に、これを市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、市が申請者の個人情報を利用することについて同意することにより、市の保有する個人情報に係る書類の提出を省略することができる。

(1)～(5) [略]

（修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給決定）

第15条 前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給の可否を決定し、新座市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金等支給決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

掲げる要件に該当しているものとする。この場合において、同条第4号中「訓練促進給付金」とあるのは「修了支援給付金」と読み替えるものとする。

（修了支援給付金の支給額）

第13条 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修了支援給付金対象者及び当該修了支援給付金対象者と同一の世帯に属する者の修了日の属する年度分（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税が課されていない者
50,000円

(2) [略]

（修了支援給付金の支給申請）

第14条 修了支援給付金の支給を受けようとする者は、新座市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、修了日から起算して30日以内に、これを市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、市が申請者の個人情報を利用することについて同意することにより、市の保有する個人情報に係る書類の提出を省略することができる。

(1)～(5) [略]

（修了支援給付金の支給決定）

第15条 前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、修了支援給付金の支給の可否を決定し、新座市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。